

○契約細則第 17 条第 3 項に関する基準及び事務手続きについて (低入札の基準) (イ、ハ)

平成 17 年 5 月 31 日
要領 第 13 号

[沿革] 平成 20 年 4 月 22 日要領第 1 号 (イ)
平成 21 年 4 月 14 日要領第 1 号 (ロ)
平成 23 年 9 月 13 日要領第 2 号 (ハ)
平成 25 年 5 月 21 日要領第 1 号 (ニ)
平成 28 年 3 月 29 日要領第 19 号 (ホ)
平成 29 年 3 月 21 日要領第 9 号 (ヘ)
平成 30 年 9 月 25 日要領第 5 号 (ト)
平成 31 年 4 月 9 日要領第 1 号 (チ)
令和 4 年 3 月 29 日要領第 7 号 (リ)

(目的)

第 1 条 この要領は、契約細則第 17 条第 3 項に規定されている「契約の相手方となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合」の取扱いについて、基準及び調査等の事務手続を定めることを目的とする。(ト)

(契約細則第 17 条第 3 項の基準) (ト)

第 2 条 契約細則第 17 条第 3 項に規定の「契約の相手方となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合」の基準は、次による。(ロ、ト)

一 工事の請負契約については、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。(ロ、ホ、チ)

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 (イ) (ヘ)
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 (イ)
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 (イ、ロ、ハ、ホ)
- ④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額 (イ、ニ、リ)

二 工事の請負契約のうち特別のものについては、第一号の算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合とする。(ロ、チ)

三 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約については、次の表業種区分の欄に掲げる業種の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、測量業務に係る契約については、その割合が 10 分の 8.2 を超える場合にあっては 10 分の 8.2 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が 10 分の 8 を超える場合にあっては 10 分の 8 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が 10 分の 8.5 とを超える場合にあっては 10 分の 8.5 と、3 分の 2 に満たない場合にあっては 3 分の 2 とするものとする。(ホ、ヘ、チ)

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額	—
建築関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の 額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗 じて得た額
土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に 10 分の 9 を 乗じて得た額	一般管理費等の 額に 10 分の 4.8 を乗じて 得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 に 10 分の 9 を 乗じて得た額	解析等調査業務 費の額に 10 分 の 8 を乗じて得 た額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
補償関係コンサ ルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に 10 分の 9 を 乗じて得た額	一般管理費等の 額に 10 分の 4.5 を乗じて 得た額

四 建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約のうち特別なものについては、第三号の算定方法にかかわらず 10 分の 6 から 10 分の 8 まで（測量業務にあっては 10 分の 6 から 10 分の 8.2 まで、地質調査業務にあっては 3 分の 2 から 10 分の 8.5 まで）の範囲内で適宜の割合とする。(ホ、チ)

五 製造その他の請負契約（第三号及び第四号を除く製造及び役務に関する契約を指し、物品の売買、賃借等の契約については、本基準の対象としない。）に係るものについては、契約の相手方となるべき者の入札価格が、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合とする。(ハ、ホ)

(基準価格の確定)

第 3 条 契約職は、対象工事に係る請負契約を競争入札に付そうとするときは、予定価格の

算出の基礎となる仕様書、設計書等により基準価格を算出し、予定価格とは別に「調査基準価格調書」を整備するものとする。

(入札参加業者への周知)

第 4 条 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、従来の入札執行方法と相違することになるから、これらの事情をあらかじめ周知徹底しておくことが必要であり、このため入札手続きの際、手渡す入札心得の条文を熟読することを入札参加業者に促すとともに現場説明及び入札執行の際に次のことを説明し、問題の発生しないよう配慮する。

(イ)

- 一 低入札価格調査制度の基準があること。
- 二 基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
- 三 基準価格を下回った入札を行った者は最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- 四 基準価格を下回った入札を行った者は事後の事情聴取に協力すべきこと。

(入札の執行)

第 5 条 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

(調査の実施)

第 6 条 契約職は基準価格を下回る価格で入札を行った者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて次のような内容により、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

一 工事の請負契約の場合

- ① その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。
- ② 契約対象工事附近における手持工事の状況
- ③ 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- ④ 契約対象工事個所と入札者の事業所倉庫等との関連（地理的条件）
- ⑤ 手持資材の状況
- ⑥ 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- ⑦ 手持機械数の状況
- ⑧ 労働者の具体的供給見通し
- ⑨ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- ⑩ 経営内容
- ⑪ ①から⑩までの事情聴取した結果についての調査検討
- ⑫ ⑨の公共工事の成績状況
- ⑬ 経営状況 取引金融機関保証会社等への照会
- ⑭ 信用状態 建設業法違反の有無 賃金不払の状況

下請代金の支払遅延状況 その他

⑮ その他必要な事項

二 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合（ホ）

- ① その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。（ホ）
- ② 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制（ホ）
- ③ 当該契約期間中における他の契約請負状況（ホ）
- ④ 手持機械等の状況（ホ）
- ⑤ 過去において受注・履行した類似の契約の件名及び発注者（ホ）
- ⑥ 経営内容（ホ）
- ⑦ ①から⑥までの事情聴取した結果についての調査検討（ホ）
- ⑧ ⑤の契約の成績状況（ホ）
- ⑨ 経営状況（ホ）
- ⑩ 信用状況（ホ）
- ⑪ その他必要な事項（ホ）

三 製造その他の請負契約の場合（ハ、ホ）

- ① その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。
- ② 当該契約書の履行体制
- ③ 当該契約期間中における他の契約請負状況
- ④ 手持機械等の状況
- ⑤ 過去において受注・履行した類似の契約の件名及び発注者
- ⑥ 経営状況
- ⑦ ①から⑥までの事情聴取した結果についての調査検討
- ⑧ 信用状況
- ⑨ その他必要な事項

（調査結果の協議）

第 7 条 前条に定める調査の結果について、契約対象工事の関係者（契約細則第 3 条に規定する契約審議委員会に準じる。）をもって協議するものとする。（ト）

（協議の結果適合した履行がされると認められる場合の措置）

第 8 条 契約職は、協議の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

（協議の結果適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置）

第 9 条 契約職は、協議の結果、最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、予定価

格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。なお、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、第 5 以降と同様の手続きによる。

（次順位者を落札者と決定したときの措置）

第 10 条 契約職は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

附 則

この要領は、平成 17 年 6 月 1 日から執行する。

附 則 (イ)

この要領は、平成 20 年 4 月 22 日から施行する。

附 則 (ロ)

この要領は、工事の請負契約（予定価格が 1,000 万円を超えるものに限る）について平成 21 年 4 月 14 日から施行する。

附 則 (ハ)

この要領は、工事、製造その他の請負契約（予定価格が 1,000 万円を超えるものに限る）について、平成 23 年 9 月 13 日から施行する。

附 則 (ニ)

この要領は、工事、製造その他の請負契約（予定価格が 1,000 万円を超えるものに限る）について、平成 25 年 5 月 21 日から施行する。

附 則 (ホ)

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が 1,000 万円を超えるものに限る）の入札から適用する。

附 則 (ヘ)

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が 1,000 万円を超えるものに限る）の入札から適用する。

附 則 (ト)

この要領は、工事、製造その他の請負契約（予定価格が 1,000 万円を超えるものに限る）について、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (チ)

この要領は、平成 31 年 4 月 9 日以降に入札公告等を行う工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が 1,000 万円を超えるものに限る）の入札から適用する。ただし、消費税率 8% が適用される契約については、第 2 条第一号及び第三号の「100 分の 110」を「100 分の 108」に読み替える。

附 則 (リ)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が 1,000 万円を超えるものに限る）の入札から適用する。